

第27回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日(月) 午後1時30分から午後4時10分

2. 開催場所 糸島市役所 第1委員会室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(1人)

14番 松尾幸子

5. 議事日程

議事

議案第227号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第228号 非農地証明願について

議案第229号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第230号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第231号 農地改良届出について

議案第232号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第233号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. その他

- 1) 農地移動適性化あっせん申出（譲渡）の取下げについて
- 2) 農地取得に係る営農のヒアリング資料について
- 3) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（4月認定分の資料）
- 4) 農地対策委員会A班報告について
- 5) 農政対策委員会報告について
- 6) 今後の予定について
- 7) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	黒	岩	智	樹
農	地	係	長	前	村	永	久
主		事		赤	嶺	尚	人

事務局

西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。

また一段と忙しい時期になってまいりましたが、新型コロナウイルス、変異ウイルスが非常に多くなりまして、また12日より緊急事態宣言ということになっております。一応コロナワクチンを期待しておりましたが、5月1日の9時に電話を入れましたけれども話し中で、何回かけてもかからんということで、次の日はもういっぱいになったということで、期待しておりましたが残念でございました。だけん、もう自分で自分のことは守りながらやっていきたいと思っております。

それでは、ただいまより第27回糸島市農業員会総会を開催いたします。

本日は通常どおりの総会の開催となっております。

本日は松尾委員の欠席の連絡を受けております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人は、田中正一委員と平野利延委員、お願いいたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第227号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員の選任並びに農業委員さんの指名及び譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、内容を説明させていただきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続いて、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、2件申出が出ておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま説明がありました。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、議受候補者の選定をお願ひいたします。ほかの方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 　　議受候補者の確定をお願ひいたします。
　　まず、1番から、推進委員さんのほうから発表をお願ひいたします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 　　それでは、2番の候補者をお願ひいたします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 　　それでは、もう一度確認を事務局のほうからお願ひいたします。

事務局 **【地区別にあっせん委員を指名】**

議 長 　　それでは、あっせん成立に向けてよろしくお願ひいたします。
　　また、今日欠席の委員とは、連絡を取りながら進めていってください。
　　よろしくお願ひいたします。

議 長 　　それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 　　議案書の8ページをお願ひいたします。
　　議案第228号「非農地証明願について」御審議をお願ひいたします。

議 長 　　それでは、非農地証明願が9件出ております。まず1番から報告をお願ひいたします。

推進委員

議案書の8ページとなります。
議案第228号「非農地証明願について」報告します。
4月22日に現地調査を行いました。
受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果、議案書の13ページの地図をお願いします。現地調査説明資料1ページと2ページをお願いします。

現地は、いずれも竹林化しており、農地として復元が困難であると言える状況でしたので、非農地であるという意見でまとめました。以上、報告します。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号2番をお願いいたします。

推進委員

議案書の8ページです。
4月22日に現地調査を行いました。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果、議案書の15ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。

現地は雑木や竹が生い茂り、農地への復元が困難と認められることから、非農地であるという意見でまとめました。以上、報告します。

議長

ありがとうございます。
続きまして、番号3番をお願いいたします。

推進委員

議案書の9ページです。
4月22日に現地調査を行いました。
受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果として、議案書の17ページの地図、並びに現地調査説明資料の5ページ、6ページをお願いします。

現地は、一部は住宅の一部となっていました。大半が現在も麦やソラ

審査結果、議案書の23ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の11ページと12ページをお願いします。

現地のうち1筆は出入口がなく狭い土地であり、継続した営農が困難であると認められるため、非農地であるという意見でまとまりました。他3筆は山林化しており、農地の復元が困難であると認められるため、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号7番をお願いいたします。

推進委員

議案書の11ページをお願いいたします。

4月22日に現地調査を行いました。

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果ということで、議案書の25ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の13ページから15ページもお願いいたします。

1筆は既存住宅の入り口の一部で、もう1筆は倉庫が建設されておりました。また、残りの2筆も、相当前ですが工場が造成されましたときに側溝となっておった部分の一部でした。今回の非農地の申請につきましては、いずれも20年以上前から建築物の敷地の一部と認められる状況でしたので、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告いたします。

議長

ありがとうございます。

続きまして、番号8番をお願いいたします。

推進委員

議案書の11ページです。

4月22日に現地調査を行いました。

受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果につきましては、議案書の27ページの地図と現地調査説明資料の16ページ、17ページをお願いいたします。

現地はバイパス道路の新設により通作道路が封鎖され、継続して営農が困難であると言える状況でしたので、非農地であるという意見でまとまりました。以上。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、最後、番号9番をお願いいたします。

推進委員 受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果、議案書の29ページと30ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の18ページから21ページもお願いします。

現地はいずれも山林化しており、農地としての復元が困難であると言える状況でしたので、非農地であるという意見でまとめました。以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。
ただいま報告がありました。3番だけが非認定相当だということで結果報告がなされております。
全体的につきまして、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。
まず3番の非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ですね。
それでは、1番、2番、それから4番、5番、6番、7番、8番、9番につきまして、認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ですね。

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の35ページをお願いいたします。

議案第229号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

なお受付番号10番につきましては、農業委員さん本人が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律の第31条、議事参与の制限に抵触しますので、議案の提案の前に御退室いただくようになります。議案提案の前に御退室のほう連絡取りますので、よろしくをお願いいたします。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、まず10番から先にしたいと思いますので、該当委員は、退室をお願いいたします。

(退席)

議長

それでは、まず10番の説明を、お願いいたします。

農業委員

議案書第229号、受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしくお願ひします。

議長

それでは、10番につきまして、何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、10番だけ採決に移ります。

10番につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員です。

それでは、先ほど退出した委員を入室させてください。

(着席)

議長

それでは、1番からお願いいたします。

農業委員

受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしく申し上げます。

議 長

続きまして、番号2番をお願いします。

副会長

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしく申し上げます。

議 長

続きまして、番号3番をお願いします。

農業委員

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

お願いします。

議 長

続きまして、番号4番をお願いします。

農業委員

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしく願いいたします。

議 長

続きまして、番号5番をお願いいたします。

農業委員

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしく申し上げます。

議 長

こちらにつきましては、第1調査部会が面談を行っております。調査部

会のほうより報告をお願いいたします。

調査部会長

4月26日、第1調査部会で面談を行いました。

新規就農者です。

議案書の86ページから資料をつけておりますので、御覧ください。

また、現地の写真は別冊の37ページ、一番最後のページになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

譲受人は、現在49歳で今回、住宅に附属する農地の指定を受けた農地の農地法第3条申請がなされたため、現地調査と面談を行いました。

現地は、住宅を囲んでいた植木が撤去され、当該農地に植樹されていた果樹も一部撤去されておりました。営農計画を確認しますと、サツマイモやタマネギなど比較的収穫しやすいものから始めたいと言っておられました。移住の時期を確認しますと、現在の住宅を解体し12月に引っ越してくるような計画であることを聞き取りました。

第1調査部会としては、農地の活用しかできないと、荒らさないようにしっかり管理してくださいと声をかけております。以上、報告します。

議長

ありがとうございました。

それじゃあ、番号6番をお願いします。

農業委員

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしくをお願いいたします。

議長

7番も続けてお願いします。

農業委員

続きまして、受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしくをお願いいたします。

議長

続きまして、8番をお願いします。

農業委員

受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号9番をお願ひいたします。

農業委員

受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。
ただいま提案がありました案件につきまして、質問などありましたらお願ひします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入りますが、その前に審査表の説明をお願ひいたします。

事務局

農地法第3条許可申請につきましては、議案書の34ページに載せております7つの審査項目により判断していただくこととなりますけれども、今回、受付番号5番の分につきまして、こちら「はい」というところがついております。こちらの審査表の中で「はい」があれば許可できないということになるんですけれども、こちら提案のときにも説明がございました5番の案件につきましては、住宅に附属する農地の指定申請を受けた農地を買い取ると、譲り受けるという内容でございまして、下限面積が特例を受けており、1平米以上につきましては50アール同様に許可することができるという糸島市独自の基準を設けておりますので、こちらのほうもクリアするというところでございます。

よりまして、全ての案件につきましては、書類上の審査では許可相当と言えるものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、採決に入ります。
この3条につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

会議を開始して1時間程度になりますので、ここで休憩に入ります。あの時計で35分から始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。休憩に入ります。

(休 憩)

議 長

事務局。

事務局

議案書の40ページをお願いいたします。

議案第230号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第1調査部会の担当になります。第1調査部会も発表者を全員で回すということで、今回の担当委員よろしくお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

調査部会員

よろしくお願いいたします。

議案第230号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」報告いたします。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審議結果、議案書の42ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の22ページと23ページもお願いいたします。

今回は、イチゴ苗の作付のため農地改良工事です。農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、農地改良に伴う一時的な転用行為であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第1調査部会としては、関係課からは特に支障になる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審議結果、議案書の47ページの地図をお願いいたします。別冊の現地

調査資料の24ページから25ページをお願いいたします。

今回、申請人が経営しているツツジ園の来客駐車場と倉庫建築で申請となっております。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないことから問題ありません。

第1調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、周辺の農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審議結果、議案書の54ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の26ページと27ページもお願いいたします。

申請人は親子関係であり、子供さんが住宅建設を行います。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅であり不許可の例外に該当し、問題ありません。

第1調査部会としては、関係課から特に支障となる意見も出ておりませんし、東側農地の侵入口の確保もできており、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しております。

続きまして、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審議結果、議案書の60ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の28ページと29ページもお願いいたします。

今回、申請人が経営するガソリンスタンドの駐車場とフラダンスのイベント会場の目的で申請されております。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置される周辺に住居する者の業務上の必要な施設であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第1調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見は出ておりませんが、周辺住民の方へのイベント時の騒音対策が気になる場所があります。地元協議を行うということを取り上げておりましたし、県もその対策が確認できない限り許可できないということを確認しております。地元協議が整うことを前提に意見をまとめたところ、周辺農地への影響がないことから許可相当はやむを得ないと判断しております。以上、報告いたします。

議長

ただいま報告がありました。

これにつきまして、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

農業委員 4番のイベントというのは、具体的にどういった内容をされるのか、もし分かればお願いします。

議長 事務局。

事務局 申請人のほうに聞き取ったんですけれども、イベントの種類はフラダンスの発表会がメインになるということで、申請人は、現在フラダンススクールといいますか教室をされてありまして、そこをメインとする部分と、結局フラダンスのよそのグループとかもあるので、そういうところの発表会の場でできんかというところでの申請内容です。スクールの生徒、観客を集めたところで、今回申請の規模が必要なんです、という内容で聞き取りしております。以上です。

議長 よろしいですか。
ほかに何か質問、意見は。

農業委員 番号2番ですけれども、この前私も調査に行ったんですけれども、この写真にメッシュのイノシシよけの柵がありますけれども、このメッシュを補助事業の期間内に撤去するとやったら返納をせないかんということで、はっきりしたことがあったら聞かせてください。

議長 事務局。

事務局 御指摘のとおり現地へ行ったらメッシュがありました。農林水産課のほうに聞きますと、補助事業の対象で整備したというところで、このメッシュの分が14年間ぐらいが事業年数というところで、令和8年まで期間が残っておるから、農地以外の用途にそのまま設けることはできない。ただ、申請人も相談されているようで、農林水産課のほうで協議会の窓口ということで入っておりますけれども、農地転用許可が下りた後に返却等の手続に入りますということで報告を受けております。以上です。

議長 よろしいですか。
ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、まず3番が地図でもわかりますように、上下とも田んぼなんですよね。従来でしたら住宅は建てられないというふうに、接続しておかなければいけないというふうになっておりましたけれども、この頃の改

正によりそこは1か所の地区内ということで建てられるというふうな法の改正になっておるそうですので、これは何か事務局、もうちょっと詳しく、できたら。

事務局

すみません、改正ではないんですけども、結局国の基準としては、集落に接続する農地がその集落内の居住するためとか、業務上必要な施設であれば、第1種農地であっても例外許可として認めることができるというところで、こちら逆に今までは、その農地の周辺に、空き家も含めて居住できる住宅が3戸ひっついておくと集落に接続した農地としては見ないという厳しい取扱いを県のほうと合わせてやっておったんですけども、どうも令和元年の11月頃の研修会の際に、逆に国のほうからそういう基準ではないんだと、文章を変えたわけではないんですけども、そういう3戸以上ひっついておらないかとかというよりは、もっと大きな範囲で集落という位置づけができるのであれば、住宅が3戸ひっついていなくても、そういう厳しい基準じゃなくても取扱いが可能だという考え方なんですということでした。今回も、じゃあどこまでが集落なんですかという話を県とも確認して、今回であれば、54ページの地図がなかなか見にくいんですけども、県道から申請地まで大体20メートルぐらいあって、この申請地の南側に大きな集落があるんですね。大体その集落から県道までの間が一つの集落だという見解をいただきまして、この部分については住宅が、3戸以上ひっついていないけれども、集落に接続する農地の一つだという見解が出ましたので、今回許可基準上は例外許可の範囲内に入っておるという状況です。

国の考え方、基準上の改正等はないんですけども、解釈の仕方が変わってきたといえますか、今までが厳しかったというところがございます。こちらのほうも何回か確認したんですけども、県のほうも以前は3戸住宅が連続に接地していないと集落に接続している、という見方をしていませんでしたが、国のほうにも確認を取りまして、どうも住宅がひっついていなくても、同じ隣組といえますか、そういう区域内であれば集落に接続したとみなされるということでもございました。

ただ、何メートル以内であればいいのかとか、50メートル以内かとか、100メートル以内かという部分については決まっておきませんので、そこそこの状況で判断するというところでもございまして、今回、この案件につきましては、事前に相談しましたところ、県道のところまでなら集落に接続すると言えるだろうというところもございまして申請が上がってきたという状況でございます。改正というよりも、解釈の仕方が拡大されたようなところでございます。以上です。

議長

委員どうぞ。

農業委員

以前と比べ、考え方が変わってきているようです。前はどこでも田というのは建てられんような状況やったけど、それから集落接続があって、まず間に農振農用地が入ったら絶対もうできんというものもありまして、またこういうふうになったら、その間に申請した人はもう家建てられんで、泣き寝入りと言ったらあれやけど、建てられんような状態でずっと来るんですよね。それをたった10年もたたんうちに今度またそういうふうになっていると。そうしたら農業委員のあいつは建っておるやないかと、その前の部分やけんですね。それから一、二年後に建てられんごとなつて、また建てられるつて。状況に対応した考え方でやっていかんけど、もうちょっとちゃんとしたことをやってほしいなと思います。

議長

事務局。

事務局

国の通知の関係でいいますと、申し上げ損ねましたが、連続してという基準が取り除かれたというのがございますので、すみません、そこが改正というところかなと。ただ、基本的な考え方は変わっていないから、連続したというところが、そういう3戸という縛りを設けるということであれば誤解しないように除かれたものと思います。

今回、転用目的が自己用住宅ということになっておりますけれども、こちらの地域につきましては、市街化調整区域ということになりますけれども、都市計画法上、親子関係の申請ではございますけれども、結局分家というよりはここの申請地周辺、南側、東側、西側に既存の集落があるという認定ということが都市計画のほうでも考えておりますので、既存住宅内の自己用住宅の建築目的であれば都市計画法もクリアすると。意見書のほうにも都市計画法上の開発許可が必要ですよという書きぶりになっておるという状況で、そういう都市計画のほうも調整区域でありながら既存集落が形成された一部のところもございまして、調整区域の中ではこういう区域もなかなか少ないところではあるんですけれども、今回、農地転用サイドのほうもそういう見解を示されたと、委員のほうが言っておりました途中から考え方を変えたということに確かに変わりはないのだろうと、見解の違いというところはありますが、今後また同じような案件等が出てきましたら、逐次県に確認して、国まで確認取った上で、こういうシビアな案件といえますか、こういった建築につきましては確認しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長

農業委員。

農業委員

今の質問に関連し手ですが、集落の大きさにより建てられるという解釈

になるのか。何かえらい範囲の拡大するのが早いような気がするんだけど。

事務局

そうなんです。結局既存集落がどこまで及ぼすのかというところが、何メートル以内とかが決まっていらないんですね。結局集落とみなされるのであればということで、じゃあ別の土地にも確認したときには、ここは200メートル離れておるから該当しませんとか、そこそこの案件、多分集落の形成の仕方によっても、じゃあどこまでが集落に接続する農地なんだという見解が案件ごとにちょっと異なってきたと心配しております。

なので、今回は県道までの間というところで明確な答えをもらったんですけども、じゃあ別の地域でいけばどこまでなのかと、同じような距離であれば確実にいけるのかと聞かれると一件一件確認しないと何とも答えようがないという状況でございます。なので、どのぐらい離れておけば集落に接続する農地だということまで具体的な数値までが出ていない状況ではあります。

議長

それで、今度出たときにはやっぱり一件一件を審査しながら受付をしていかなければいけないのかなあというふうにも思っております。よろしいですかね。

農業委員

ということは、建てられた方がどこの区域に入られるかというのは自由というか、どっちにもつかないと、決まっていなかったら、その区域というか集落が、自分の住宅がどこかというやらは分かって、どこに入るのかか決められてされるということですか。

議長

事務局。

事務局

具体的には、そこまでは言われていないんですけども、ただよく相談したら、県のほうからとかは、隣組回覧は回ってくる場所ですかという部分は聞かれます。ここに住まれた場合、どこの隣組とかに入るようになりますとかという部分は聞かれるので、相談者等に確認取った上で回答して、ここはどこにも属さないよという返事が出たとしたら、ひょっとしたら集落に接続する農地の範囲を超えておるんじゃないかなという見方になるんだろうと思います。転用を行う農地の位置的なことがポイントなんだろうと思いますが、どこのどういう隣組とかに属するような位置にあるのですかみたいな聞かれ方が相談に対しての質問という形で出てくるような状況でございます。

恐らくそういう組単位の話なのかなと想像しています。ただ、県に確認しないとはっきりしたことは言えません。

議長 距離とかあんなのが全然決まっておらんけん、事務局も説明しにくかるうとは思ってんが、ある程度の隣組の回覧板が回ってこられるような地域、そういったあれがあるとなら、そこいらまたちょっと県のほうなり審査をしてもらわないかんというふうにはなると思います。

農業委員 どちらもつかんかったらできないということですよ。

事務局 そうです。

農業委員 そそもだからまた県と色々な調査依頼とかそういうのをしなきゃいけないということですよ。

事務局 そうなんです。今おっしゃったように都度都度確認するということところで、例えば住宅の配置の要件とかが出てくるのかなという気がします。距離とかもあれば、集落の配置の要件とかがそこそこの地域で異なってきたりするので、そこも相談する際には住宅地図等もつけて県に相談書を送るという形を取っていますので、やはり一件一件、こういう集落の形成ですとかを含めたところで相談していかないと、いけるかいけないか、不許可の例外というところに該当するかしないかがはっきりしてこないところ。

逆に過去のように、住宅が3戸ひっついておる部分についてはもう確実なんですけれども、ちょっと集落がないところの部分がはっきりしていないところやけん、もろもろの条件を聞きながら、ここはどうだとか、あそこはどうだという聞き取り、相談の仕方になってくるかと思えます。

議長 よろしいですかね。

やっぱり今から先はそういったちょっと大きな視野を持って対応せないかんのかなというふうには感じます。今までどおりもう隣接しておけばいいですよ。隣接しておけばもう大丈夫というふうになるんですけども、ちょっと離れておったらやっぱりその都度、県にお伺いを立てんと駄目だというふうに認識をお願いしたいなというふうに思っております。

農業委員 この人の場合は、じゃあもうこの地区に入られるということで許可が出ているんですかね。

議長 地区に入るから、ということではありません。農地の位置的な関係が集落に接続するというふうに判断されております。よろしいですかね。

それともう一件、番号4番の案件なんですけれども、これが普通は駐車場であれなんですけれども、イベント等をするときに屋外で発表会と
いいますか、そういうときに結構音量が、どれぐらいまで上がるのかどう
かというのも分からんとですけれども、そういったところもちょっと今行
政区内周辺の住民の方とも話合いでまだ協議中ということで、これがはっ
きりしないんですよ。それで、第1調査部会としては許可相当だという
ふうには出ておるんですけれども、ちょっと県のほうからもそういった防
音対策はどうなっているんだとか来ております。そういったあれで協議し
て、それができれば許可相当というふうな格好に持っていくのか、また出
るまで継続審議というふうに持っていくのか、皆さんの意見を聞きたいな
というふうに思いますが。

農業委員

フラダンスの会場って一口に言われましても、建物の普通のあれなのか
……。

議長

屋外なんです。屋外にちょっとしたステージを造って、そしてそこでフ
ラダンスの発表会をするというふうな計画です。

事務局

今、議長からあったように、仮設でよく市民祭りとか特設会場みたいに
足場組んでするじゃないですか。ああいう形で、ずっと継続した形でホー
ルという形で残さない。一々そういうイベントをする際に、アンカーか
何かを打ち込んでおって建ててはイベント毎に撤収してという形で計画を
してあるようですね。いつも行ったら同じ場所にそういうテントとかステ
ージがあるわけじゃなくて、そういう会場、日程が決まれば、回数は頻繁
にあるんでしょうけれども、そういうのが決まればそういうステージを設
営していくような利用計画で聞き取りしています。

議長

どうぞ。

農業委員

そういう部屋とか何かやったら一応防音効果とかいろいろな部分の資材
があるからできるでしょうけど、そういうテントのような部分やったら、
防音、騒音の対策をせいと言ったってなかなか無理やなかろうかと思うと
ですけどね。

これはやっぱり許可相当やなくて継続でやったほうがいいんじゃないで
すかね。

議長

農業委員。

農業委員

特設会場のようなイベントに関わったことがあります、スピーカーの

大きさによって音というのは変わります。ただフラダンスは音はえらい優しいんですね。じゃかじゃかじゃかじゃか鳴るような感じではないんですけれども、ただスピーカーが大きいと周りに影響すると思う。その使うスピーカーとかの大きさで。ただ仮設で造る場合で、スピーカーは大きいになる。かなりの金額になっちゃうので、フラダンスの方がよく使われているのは本当に小さなスピーカーで、でも基本部屋の中でよく大体やられています。こうやって屋外でやるのが一番楽しくやられるので、そういったイメージで今回こういったことをされるのではないかなと思うんですけれども、騒音というのはあまり心配にならないのかなあとと思います。

議 長 農業委員。

農業委員 今のは何か割と曖昧な、そういう騒音はないとか、どういうふうにしていこうとか、そういうことではやっぱりある程度の目安というのを示していただいて農業委員会の結論出したほうがいいんじゃないかなと思います。

議 長 ほかに何か意見ありましたら。

職務代理者 イベント会場とかというようなそういう部分と、ここは周りに、よく分かりませんが住宅あたりはどういうふうになっていますでしょうか。

議 長 事務局、どうですか。

事務局 こちら60ページに地図があるんですけど、申請地から20メートル東側に集落があるような形ですね、何十戸かですね。今回、売主の方も恐らくこの集落の一面の方でございます。西側にはそう集落という集落はないんですけど、ここでいう60ページの地図にあるこの東側の集落の人がどういうふうな協議を進めていくものなのかなというところが、あります。その騒音対策というのがどこまで進捗しているのかというのは分かりかねるところです。

すぐにでも地元協議が整うものなのか、ずっと長引くものなのかというところが、先ほど農業委員より、どういう装置を使うかによって違うだろうし、基本大きな音が出ないようなことかもしれませんし、現段階ではそこまでの書類が出ていない状況ではあります。

なので、議長のほうから出ましたとおり、何かしらの資料が出るまで継続とするものなのか、例えばすぐ協議が調うようなものであれば、こちらで例えば条件をつけた上での許可相当という意見を付すものなのかというところが判断しかねるので、この場での意見で決定したいと考えていま

す。

確かに今申請人に聞いたところ「協議は進めます」と、すぐ調いそうなニュアンスも受けるんですけども、具体的なこういうもので進んでいますというのが出ていないという状況は確かでございますので、どう判断していくもかもちょっと、やむを得ないという判断する手もあれば、きちっとどこまで出ればという、こういう書類が出るまでは継続だという決め方もありかなという気はしますけれども、どこまで指定するかというところもちょっと難しいかなと思ってはおります。ただ事実としては、はっきりとしたものが、今手元にない状況ではございます。

議 長

それで、どれぐらいの音量なのかも分かりませんし、それが騒音になるのか心地よい音楽になるのかというのもちょっと分かりませんけれども、ある程度住民の方には説明なり何なりをしてくださいというふうには願いはしているんですけども、まだそこがはっきりとした確認が取れていないということで、来月まで待たれるかと言えば、なるべく早く願いますというふうな回答だったみたいで、それならそういった住民なり行政区なりの条件つきかなとは思いますが、それでいいですよという確認が取れたら許可相当ということで、条件つきで出していいのかなというふうにも思いますが、そこをどういうふうにされるかもやっぱりはっきりしておらんけん来月に継続審議と言われるのか。

農業委員

規模とか頻度とか、そういうのをもう少し出していただいてからという。

農業委員

そういうのをある程度決めないと、先に許可してしまって、後で地元から反対とか言われても。

議 長

農業委員会は許可をしておるけんと言われたらまた困りますもんね。じゃあ採決に移っていいですか。継続審議という方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

4番につきましては継続審議ということでお願いいたします。それでは、5条の審査項目をお願いします。

事務局

審査基準につきましては、39ページの一般基準、40ページ以降の立地基準で判断していくものでございます。こちら一般基準につきましては、一時転用であれば「適当」であるとか支障がないとか作付計画が出て

おるとか、ほかにつきましては「適当」とか「必要最小限」という意見で出ておりますので、こちら4番につきましては、確認できるものがないというところで継続審議という意見をいただいた次第でございます。

こちら一般基準としては、4番がちょっと微妙なところでございまして、ほかの案件は許可相当と言えるのではないかという内容で、40ページ以降の立地基準につきましては、1番につきましては不許可の例外、一時的な転用行為という部分で許可基準は満たしておると。2番につきましては、周辺地に広がりがない農地の一面でございまして代替地がここ以外にないというところでございますので、許可基準は満たしておると。3番につきましても、先ほど議論いただきましたけれども、集落に接続する農地への居住用の住宅という部分で、こちらも不許可の例外に該当してくるものというところでございます。

4番につきましては、基準上につきましては農地の広がりはございませんので、第2種農地という判断になりまして、ほかに代替地がない場合は許可ができるとされておりますので、立地基準上は代替地がない場合は許可はできるというものでございます。

以上でございます。

議 長

それでは、採決に移ります。

5条の1番から3番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

もう一度4番につきまして、継続審議と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

お願いいたします。

議 長

それでは、次の議題に移ります。事務局。

事務局

議案書の66ページをお願いいたします。

議案第231号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。

あわせて監督委員の指名もお願いいたします。

議長

それでは、調査部会のほうよりお願いいたします。

調査部会員

議案第231号「農地改良届出について」。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審議結果、議案書の67ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の30ページと31ページをお願いいたします。

申請地は作付がなく遊休農地の状態でした。

第1調査部会としては、関係各課から支障となる意見は出ておりませんが、雨水の排水先が定着されておらず継続審議と判断しています。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果、72ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の32ページと33ページもお願いいたします。

申請地は、先ほど農地法第5条申請の3番で審議しました案件の隣の農地です。

第1調査部会としては、関係各課からの支障となる意見も出ておりませんし、面積、造成高、工事期間が届出基準に該当しますので、受理相当と判断しております。

番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果、議案書の77ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の34ページと35ページもお願いいたします。

申請地は遊休農地の状態でした。

第1調査部会としては、関係各課からの支障となる意見も出ておりませんし、面積、造成高、工事期間が届出基準に該当しますので、受理相当と判断しています。以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

1番につきましては、ここの申請地の南西側にこの前申請が出て取り下げられたところでありまして、ここのところも同じく排水の設備がないということで、どういうふうにしますかということで取り下げられたんです

けれども、今度また新しく道の中とといいますか、そこに管を入れてそこから排水するというふうな計画をこの次出すそうです。それで、今回はまだ出ておりませんので、継続審議という格好で、来月一緒に審議したいと思っております。

ほかに何か質問、意見がありましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、番号1番につきましては、継続と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員ですね。
続きまして、番号2番、3番につきましては受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ですね。
監督委員になられた方は、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の82ページをお願いいたします。
議案第232号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)」御審議をお願いいたします。
内容につきまして説明いたします。
こちら案件につきましては、福岡県農業振興推進機構との所有権移転の案件でございます。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

最後になります、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、推進機構が買い受けるものと売り渡すものというところで5件上がってきております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま説明がありました。
何か質問ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移ります。
この集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の84ページをお願いいたします。
議案第233号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」御審議をお願いいたします。
内容のほう説明させていただきます。
こちらの分につきましては別紙のほうで準備しておりますので、別紙の資料を御覧いただきたいと思います。

こちらにつきまして、事務実施状況につきましては、記載しておりますとおり、平成28年3月に農林水産省のほうから課長通知ということで、この活動点検・評価（案）とか活動計画につきまして公表しなさいというのが義務づけられております。

今回、令和2年度の結果と令和3年度の活動計画というところで作成しております。こちらが総会の議決を経た後に、市のホームページで公表する予定をしております。こちら毎年のことですが、例年7月にホームページに公表ということでさせていただいております。

それでは、内容の説明に入りますけれども、まずページめくっていただきまして、1ページの分でございます。

1ページの大きなI番、農業委員会の状況ということで、農業の概要というのがございますが、こちらの一番上の表につきましては、経営耕地面積につきましては2015年の農業センサスの数字でございます。現在、2020の農業センサスにつきましては、まだ公表の段階に至っていませんので、現在速報値といいますか、事前資料は頂いておりますが、まだ公表できない状況でございますので、2015の農業センサスの数値で記載しております。7月のホームページに公表する時点で、公表が可能だという状況になれば、そちらの数値に変えていきたいと思っております。

1番の表の上で遊休農地面積、田と畑で42haと123ha、右側に合計が165haでございます。こちらは昨年度の利用状況調査、A分類の数値を載せております。農地台帳面積については、システム上の面積を載せておるという状況でございます。

2番の農業委員会の体制につきましては、昨年と変わりなく定数19人というところと、認定農業者11人、女性委員3、中立委員1という内訳で、最適化推進委員もこの34というところで、地区数14というところで変わりがございません。

ページをめくっていただきまして、担い手への農地の集積・集約化というところで、現状としては4,330haについて、これまでの集積面積が2,354haというところで、2番目の令和2年度の目標実績ということで、実績としては2,307haというところで、担い手の集積の部分の解約等がございまして、別の方が借りておるというところもございまして減っておる状況でございます。達成率としては80.5%でございます。

目標達成に向けた活動というところで、毎年同じような内容になりますけれども、結局更新漏れ部分がないかどうかという部分、それと今後マッチングという部分がございますので、令和2年度としてはこういう活動を行ったということで掲載しております。活動実績についても同様に、地元の担い手に権利設定を行うよう促進というところで記載しております。

目標に対する数字としましては、やはり目標面積を下回る結果となって

おりますけれども、引き続き行うという内容で記載しております。

次の3ページでございます。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、新規参入者の実績を記載しておるものでございます。1番のほうが前年度までということで、2番の令和2年度につきましては、10経営体で参入面積5haというところで、1経営体に下限面積の5反を見込んでおりましたけれども、実績としましては13経営体ございまして、参入実績面積が7.65ha、実績のほうの掲示をしております。

目標の達成に向けた活動ということで記載はしておりますけれども、糸島のほうは、やはり新規就農等が結構まだ頻繁に起こっておる状況で、農業委員、それから推進委員のほうにも農地の紹介等を行っていただいている状況でございますので、こういう計画の中で、また活動実績、農業委員さん、推進委員さんもそうなんですけれども、新規就農の補助金、農業次世代育成補助金につきましては、特に普及センター、JA等が核になって、事務的には農業振興課の農政係が行っている、こういう連携体制を取っておるというのが実績としてありますということで掲示をしております。例年こういう掲載の仕方しております。

続きまして、ページを変えまして4ページでございます。

遊休農地に関する評価というところで、一番上の表につきましては、遊休農地の面積が、こちらは1ページと同じように遊休農地の面積165haというところで、こちらは毎年利用状況調査の結果によって数値が変動していくものでございます。現地を見たときに、作付してある、遊休地化の程度が低ければA分類、もう耕作不能になればB分類ということになるんですけれども、実績としては、利用状況調査の結果165haであったというところで掲載しております。

2番目の耕作放棄地の解消につきましては、毎年4haと、市の実施計画にも上げている4haで通してきておるんですけれども、昨年としては3.79ha、3法人等が取り組んでいただいております合計となります。

2の目標に向けた活動ということで、利用状況調査等を行う前に地元の委員さん等が作付の指導等もあるというところで、やっぱり活動が一番大きいというところで考えております。利用状況調査のほうにつきましては、例年、6月から9月、特に7月、8月、9月に動いていただいておりますけど、最終的に利用意向調査につきましては、集約後、大体12月から1月末までの間で行っている状況でございます。今回の利用状況調査につきましては、2,464筆、161haを行ったというのが現状でございます。

次の5ページでございます。

違反転用への適正な対応ということで、違反転用面積が5haというこ

とで、申し訳ないですが、2番の令和2年度の実績ということで、農地パトロールを行う中で、やはり解消した部分よりも新たに発見というところが3.1haございまして、ちょっと増えたという状況でございます。こちらはなかなか解消等が難しい部分もありますし、転用許可というところで昨年解消した部分があるんですけども、こういう解消はしてきていますけれども、新たに発見したほうは、プラス・マイナスでいくとプラスになったということで増えたという状況になっております。活動につきましてはこういうパトロール等で実績を把握して対応しているという状況でございます。

次の6ページについては、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検というところでございますけれども、こちらにつきましては、農地法3条、5条の申請件数の実績でございます。3条申請が81件中81件が許可になったというところ。農地転用の案件については、調査部会案件、調整区域の転用、非農地と調整区域の部分ということで76件と。昨年は3条申請が102ありまして20件ぐらい減ったんですけど、転用申請が令和元年度は51件という数字だったんですけど、やはり転用案件も20件ほど増えてきているという状況でございます。

次の7ページでございますが、農地所有適格法人からの報告への対応というところで、表が管内の農地所有適格法人につきましては41ということで記載しておりますけれども、以前は44ありまして、こちらの分は法人の撤退ということで3件減っておる状況でございます。活動状況を確認する中で、もう停止しますという報告を受けた分が3件ございましたので、41法人ということですよ。

あとは農地所有適格法人につきましては、毎年報告を受けているわけでございますが、9件ほど報告が出ておりませんので今督促し、41件に達するように連絡取り合っております。

次の8ページでございます。

地域農業者からの主な要望・意見等の対応ということで、書きぶりとしては難しいものがあるんですけども、やはり農地の貸し借りの相談が多いという部分、こちらは最適利用に関する部分ですので、農地を借りたいんだというところでよく閲覧等に来ておりますので、この分書かせていただいている状況でございます。ホームページに毎年7月であります公表している状況でございます。

次の9ページにつきましては、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)ということでございますが、こちら数値につきましては農林業センサスに基づく数値を掲載しております。これは2015版でございますので、公表時に2020が可能であればその数値に書き換えていくという考え方でございます。

令和3年度、今年分につきましては、このページについては実績等

で変わらないというところで、組織体制につきましても令和4年度に改正ではあるんですけれども、農業委員、推進委員、19名、34名という部分と、女性農業委員につきましても3名で極力進めていきたいと考えております。令和4年度の体制に、この部分については今年度の目標でございますので来年度の話はできませんが、こういう体制で考えております。

10ページの担い手への農地利用集積計画ということでございますけれども、上の表につきましては、令和2年度の実績を書いております、2番目の令和3年度の目標につきましては、全体の4,330haに対して令和5年度まで集積率が80%になるような設定ということで、こちらは毎年でございます、農地利用最適化指針と合わせたものでございますけれども、2,692ha、このペースでいきますと385haを集積ということになります、令和5年度の目的に、集積面積に合わせた数値を記載しております。

Ⅲ番目の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということでございますけれども、こちらも例年、農政係のほうとも話しておりますが、目標数値としては10経営体の5,000平米めどで5haということで計画しております。

遊休農地に関する措置ということでございますけれども、2番目につきましては耕作放棄地の再生利用という意味合いで4haということで書いております。遊休農地をいいますと作付可能であれば遊休農地の解消になります、数値としては耕作放棄地再生面積の数値を計上しております。

違反転用の適正な対応としましては、こちらも毎月やっておりますけれども、やはり書きぶりとして農地パトロールの強化という部分と、面談等の実施というところになってくるかと思えます。

以上、大分はしよりましたけれども、こういう内容、令和2年度の活動の点検・評価、並びに令和3年度の方で作成しておりますが、この内容で御審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局のほうの説明がありました。

この公表について何か質問、意見がありましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、この内容に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

これで全ての議事は終了しました。

議 長

その他のほうに移ります。事務局。

事務局

御審議ありがとうございました。

それでは、議案書のほう次の85ページにつきましては、あっせん申出の取下げが上がっておりますので、報告として掲載しております。

次、86ページから88ページにつきましては、先ほどの3条申請でありましたとおり新規就農者の営農面談のヒアリング資料ということで掲載しております。

89ページにつきましては、4月審査分の農業経営改善計画の認定者の分、更新した分の名簿を掲載しております。こちらのほうについては御一読いただければと思っております。

90ページにつきまして、農地対策委員会A班の報告でございます。よろしく願いいたします。

議 長

A班の調査報告をお願いします。

農業委員

農地対策委員会A班の報告をいたします。

4月20日に現地調査を行っております。

まず番号1番。

【資料に基づき報告】

一応土地利用者の方が平成28年から38年まで10年間の利用権の設定をされております。しかし、実際隣接する店舗の駐車場となっております。それ以前には利用権設定している方が焼き肉とかそういうところにしてあったそうですので、駐車場としては一体利用はできんということで、ひとまず利用権の設定の解約をお願いするということと、転用の相談があつてということですので、この駐車場はもうバラスが敷かれている状態ですので、農地に戻せということはなかなか難しいんじゃないかということで、県と連携して事業者へ行政指導を行うということにしておりますけど、転用相談の部分も考えております。

番号2番。

【資料に基づき報告】

これは、耕作放棄地の再生事業後の作付確認も見に行っております。1筆はきれいに再生されておって、カボチャを作っておりましたが、もう1箇所はやぶで全然手がつけられない状態になっておりました。文書指導で作付指導を行っております。

3番。

【資料に基づき報告】

ここは結構面積もすごく広くて、一帯広い部分でしたけど、去年は一部作付が確認されておったということですけど、今回はほとんど手がつけられていない状態でした。ここも文書で作付指導を通知するという事です。

番号4番。

【資料に基づき報告】

ここも耕作放棄地の再生の確認ですけど、一部ミカンとかタラの芽の木、相当植えてありましたけど、クヌギの木も結構植わっておりましたので、クヌギの木は撤去してもらおうということで、ここも一応作付のお願いということで文書指導をするようにしております。

5番目。

【資料に基づき報告】

これは親戚の間で農地を贈与された部分で営農状態を見に行っております。一応10筆あったわけですけど、2筆はちょっと見ておりませんが、それ以外のところはミカンと野菜、それと田んぼを造ってあると思いますけど、見に行ったときは麦を作付けしてましたので、ここは問題なしということです。以上です。

議長

それでは、続きまして農政対策のほうの報告をお願いいたします。

農業委員

4月30日に農政対策委員会を開いておりますので、報告いたします。順番に、まず(1)の令和3年度の事業計画につきましては、隣に書いてあるとおり計画をしております。

(2)番の令和3年度の視察研修につきましては、去年から一応行くところは決めてありましたが、これもまだコロナがこんなふうで予定がどうなるか分かりませんが、一応相手方に打診するという事もあって取っております。

それから、(3) 認定農業者等との意見交換会の実施につきましても、大体11月にする予定にはしておりますが、これもまた今の状態ではどういふふうな形になるかこれもちょっと分からんところでございます。なるべく前向きに進めていきたいと思っております。

それから、(4) の農地利用最適化アンケート後のマッチングにつきましては、このマッチングの取組につきましては、地図がないとどうしてもやっていけないじゃなからうかということで、一応様式の確認は行っております。その中で売りたい・買いたいという農家が712名ありまして、それは今までほど農地最適化の大きな地図は、ああいうことはできませんが個人的なことで一応出したいというように思っております。

それから、(5) の住宅に附属する農地の別段面積ということですが、これは前回の農政対策委員会で取扱いの解釈確認はしておりますが、相続人が明らかな場合、または農業委員会が認めた場合などと記載をしておりますが、そのことをこの次の農政対策委員会の中でいま一度確認して6月の総会にかけていきたいと思っております。

それで、前回確認したことがここに書いてある、1、2、3、4番あります。このところは前回しておりますが、これをもう少し詳しくということになれば事務局のほうから説明はお願いしたいと思います。以上です。

事務局

今、委員長のほうから言われたとおりでございますけど、ちょっと今回、住宅に附属する農地の別段面積取扱基準のほうの話になっておるんですけれども、前回3月の農政対策委員会のほうで住宅に附属する農地の迷う部分の確認ということで、4項目確認していただいております。そして、そもそも29年の7月、8月ぐらいから住宅に附属する農地の別段面積取扱基準につきましては、協議を進めて1年後に実施ということでありましたが、当初の目的としましては住宅に住んでいる方が売買した後、残った農地が空いてしまうけん、こちらを定住促進まではいきませんが、住宅定住者が何とかして農地が荒らさんごとできんやろうかというところがスタートでございまして、当初の考え方としては、住宅を売却した後そこになくなるから、その住宅の所有者が農地を管理する場合だけ認めていこうかという中で、現状としましては、現在所有者がその住宅に居住していなくても認めていこうというところを確認したというのが1番でございます。

実際、糸島市内に自分が住んでいる住宅と相続した住宅が2つある場合、そういった場合であっても、相続した住宅を借家にしてある場合を売ったとしても認めていこうというのが1番でございます。

2番につきましては、結局、市外居住者であってもその対象となる住宅、農地を相続している場合についても同じような扱いで住宅に附属する

農地ということで認めていこう。この分については、住宅に住んでいる方がいなくなった場合に認めるかどうかというところでございますが、そういう場合でもどのみち荒れますというところの中で、必ずその住宅に住んでいなくても遊休農地を防ぐために認めていこうというのが2番でございます。

3番につきましては、取扱基準の中で相続人が明らかな場合、または農業委員会が認めた場合という規定がございまして、こちら相続人が明らかな場合でも同一所有者というところも基準上ありますので、市内外の居住間問わず対象農地と住宅が別々に相続されている場合は取り扱わないと。想定としては、兄が住宅を相続して弟が農地を相続した場合は相続人は明らかとなっておりますが、同一所有とならないので認めませんよというのを確認したと。

今回、4番につきましては、内規の案を確認して6月に諮る予定ということとしておりますけれども、こちら基本、住宅に附属する農地としましては、住宅部分、その宅地部分、農地部分が同一というところで取り決めておりましたが、今回、例外事項をはっきりさせようかという内容でございます。例外としましては、夫婦間、親子間で農地、もしくは住宅を別々に持つてある部分については例外として認めましょうかという考え方でございます。想定を2つ書いておりますけれども、義父名義の宅地に夫が住宅を所有して、その後お父さんが亡くなって、娘である妻が相続した場合も同一という認め方をしていきたいと思いますというところ。父が死亡し、母が住宅及び宅地を相続し、子が農地を相続した場合も認めていっていいのではないかとこのところが認めていく方針で決めております。

この4番につきましては、取扱基準というよりは内規のほうでこういう詳細をきちっとたい込んでおいたほうが今後迷わないのではないかとこのところの意見が出ましたので、次回の農政対策委員会に原案の確認いただいた後に総会で内規の改定をしていきたいという内容でございます。

ちょっと補足等長くなりましたが、以上こういう形で、曖昧な部分といえますか、はっきりしたいというところで内規のほうに付け加えていきたいというのが検討した内容でございます。以上でございます。

議 長

ただいま農政対策委員会の報告は終わりました。
それでは、その他の報告ということで、事務局。

事務局

そうしたら議案書の1ページに戻っていただきたいんですけども、まずその他の(6)今後の予定の確認でございます。

【資料に基づき説明】

緊急事態宣言が発令されるという内容を考慮しておりませんので、ちょっとこの場で申し上げたい部分ですけれども、まず左の表の第2調査部会、こちらまた再協議をしたいと思いますが、緊急事態宣言が延長された場合ということを考えますと、前回は宣言期間中については人数を半減した形で現地調査も行っておるといふ部分、もし仮に延長になればこの総会についてもひょっとしたら、三役協議を開きますが、また人数を半減する部分が出てくるのではないかと考えております。

農地対策委員会につきましても、冒頭で会長のほうも挨拶ございましたが、緊急な案件以外の分については中止と考えております。ただ、農政対策委員会につきましては、推進会議の分も控えておりますので、人数も過半のほうでしますので、農政対策委員会につきましては極力開催できないかと考えております。

非農地調査につきましても、こちら期間中がございますので、推進委員によるという現地調査というよりは、地元農業委員さんによる現地調査をしてはどうかと考えておりますので、三役協議をさせていただいた後に、決定しましたらまた各地元委員さんのほうにはお伝えしていきたいと考えております。

今後の予定については以上でございます。

次のその他でございますが、期間入札の公告という資料を2枚物で配布しております。こちらについては、6月23日から6月30日まで、ページをめくってもらいまして2筆の農地を裁判所が競売を行いますよということです。場所につきましては、めくって地図をつけております。こちらが競売にかかって期間入札を実施するという内容でございます。

今回お知らせした主旨としましては、入札に参加するに当たっての不動産買受適格証明願が農業委員会総会で審議する案件となりますので、次の第2調査部会のほうで、こういう適格証明が、例えば農地法3条で出てきた場合であれば現地確認もありますし、面談というのもございます。また、農地法第5条の県知事許可でございますけれども、これが出てくるケースも考えられますので、いずれにしても現地調査を行って適格証明が発行可能かどうかの判断が出てきますので、その他というところにさせてもらっております。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

事務局

それでは、閉会のほうに入ります。閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

皆さん、慎重審議ありがとうございました。

初めのお話もありましたように、また国から緊急事態宣言が出るように

なりましたし、私たちの農業もどんなふうに変わっていくか分かりませんが、皆さん、十分気をつけられましてから、できるだけやっていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、第27回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和3年5月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

3 番 平 野 利 延

17番 田 中 正 一